

災害時における物資提供に関する協定書

北 茨 城 市

山口産業株式会社

災害時における物資提供に関する協定書

北茨城市（以下「甲」という。）と山口産業株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北茨城市において地震、風水害及びその他の原因による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合、救援物資（以下「物資」という。）の提供について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、物資の提供が必要と判断したときは、乙に対し協力を要請することができる。

（物資の提供）

第3条 乙は、甲から物資の提供に関する要請があった場合は、可能な範囲で、別に定める物資を提供することとする。

（要請の方法）

第4条 前条の物資の提供に関する要請は、品目、数量、場所及び期間を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で物資の提供を要請し、その後速やかに文書をもって処理するものとする。

2 甲及び乙は、協力の要請を円滑に行うため、甲乙両者の連絡先及び連絡責任者等を別に定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲の要請により支援した物資提供に要する経費は、甲が負担するものとし、物資の取引価格は、災害の発生した直前の販売価格を基準とする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3箇月前までに甲または乙いずれからも協定の解除または変更の申し出がないときは、期間満了の日の翌日からさらに1年間延長されるものとし、以後もこの例による。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。

令和4年5月13日

甲 茨城県北茨城市磯原町磯原1630

北茨城市長

乙 佐賀県多久市多久町3555-120
山口産業株式会社

代表取締役社長

提供可能物資及び連絡体制表

【提供可能物資】

主な品種	備考
メンブリーシェルター a i r	
簡易ベッド、簡易パーテーション、パネルパーテーション	
災害用シート、ブルーシート	
土のう、フレキシブルコンテナバッグ	
天幕パイプテント、テント倉庫、水槽（非常用のお風呂）、テーブル・イス	(レンタル対応可)
プレハブハウス	(購入・レンタルいずれでも可)